

あすの会の活動の成果

(平成16年犯罪被害者等基本法の成立、平成17年犯罪被害者等基本計画の閣議決定)

項目	従前の対応	どう変わったか
刑事裁判（被害者参加制度の創設＋損害賠償命令制度の創設）		
記録の閲覧・謄写	裁判が始まる前は、閲覧謄写は不可。裁判が始まって、民事訴訟を起こす目的でなければ閲覧謄写はできなかった。	裁判が始まる前から、かつ民事訴訟とは無関係に、事件の内容を知りたいという理由だけでも、閲覧謄写ができるようになった。
検察官による説明検察官への要望	説明は事後的で不十分なことが多く、要望も門前払いであった。	事前に、丁寧に説明してくれるようになり、要望にも真摯に耳を傾けてくれるようになった。
裁判期日の通知	裁判所、検察官など誰からも教えてもらえなかった。	裁判所が、通知してくれるようになり、かつ被害者の都合にも合わせてくれるようになった。
優先傍聴席	なかった。被害者や遺族でも抽選に当たらないと傍聴席にすら入れないこともあった。	被害者や親族のために、優先的に傍聴席を確保してもらえるようになった。
在廷権	バーの中に入ることは論外であった。	バーの中に入って検察官の近くに座れるようになった（法廷の風景が一変し、緊張感が生まれるようになった）。
被告人質問	全くできなかった。	直接、被告人に質問ができるようになった。
情状証人への尋問	全くできなかった。	直接、情状証人に尋問ができるようになった。
求刑意見など	全くできなかった。	検察官とは別に、独立して求刑意見を言えるようになった。
遮蔽処置	従前はかなり制限的にしか認められていなかった。	従来よりも広く認められるようになった。
国選被害者参加弁護士	弁護士費用は全て被害者が負担しなければならなかった。	一定の資力以下の被害者には、国の費用で弁護士をつけられるようになった。
旅費日当	旅費日当は出なかった。	旅費は全額支給され（海外からの渡航費用でも全額支給）、日当も1日につき数千円、支給されるようになった。
損害賠償命令	民事訴訟を別途、起こさないとできなかった。しかも、印紙代は何十万もかかり、コピー費用も数万かかり、全て被害者の負担であった。裁判期日も半年くらいかかっていた。	民事訴訟を起こす必要がなくなり、刑事の判決終了と同時に刑事の裁判官が刑事の記録を使って原則4回以内で損害賠償命令を出してくれ、印紙代も一律2000円となり、記録をコピーする必要もなくなった。
経済的補償制度の拡充		
遺族給付金額	概ね、最高額で、560万円（被扶養者なし）～1600万円（被扶養者4名）。	概ね、最高額で、1200万円（被扶養者なし）～3000万円（被扶養者4名）。
重傷病給付金	最大1年分の治療費しか支給されなかった。休業補償はなかった。	最大3年分の治療費が支給されるようになった。休業補償も新設され、治療費と合わせて最大120万円まで支給されるようになった。
障害給付金	概ね、後遺障害3級で最高額1450万円から1級で最高額1850万円。	概ね、後遺障害3級で最高額2200万円から1級で最高額4000万円。
親族間の犯罪	原則として、全く支給されないか、例外的に支給されても減額されていた。	原則として満額支給されるようになった。さらに被扶養者に未成年者がいるときに手厚い保護がなされるようになった。
仮払い	仮払いの運用は厳しかった。	容易に仮払いがなされるようになった。
国外犯罪	海外で犯罪被害にあったときは補償されなかった。	海外で犯罪被害にあったときにも一部補償されるようになった。
時効の廃止		
殺人などの重大犯罪	殺人や強盗殺人では15年ないし25年の時効があった。それ以外の事件でも時効があり、短すぎるとの批判があった。	殺人や強盗殺人事件では時効が完全に廃止された。それ以外の犯罪についても、時効期間が延長された。かつ、平成22年4月27日の時点で時効が完成していない過去の犯罪にも適用されて、廃止された。
少年審判の傍聴等の創設		
記録の閲覧・謄写	民事訴訟を起こす目的でなければ閲覧謄写はできなかった。閲覧謄写できる記録も非行事実の記録に限られていた。	民事訴訟の提起とは無関係に、事件の内容を知りたいという理由だけで、閲覧謄写ができるようになった。閲覧謄写の範囲も拡大され、非行事実の記録以外にも、加害少年の身上や生活状況に関する供述調書などにも拡大された。
審判の傍聴	一切、傍聴はできなかった。	殺人事件など一定の重大事件では、審判を傍聴できるようになった。
裁判所による審判状況の説明	一切、説明はなかった。	対象事件に制限なく、裁判所が被害者に審判の状況を説明する制度が創設され、説明を受けられるようになった。
その他		
公的懸賞金制度の創設、医療観察法の創設、検察審査会制度の改正などにも深く関与しました。		